

急傾斜地崩壊対策地元負担金の詳細について

都市安全部 公園河川課

1 事業概要

県は、降雨や地震などに伴って発生するがけ崩れ災害に対し、土砂災害から人命を守るため、急傾斜地崩壊防止工事（急傾斜地崩壊対策事業）を実施している。

急傾斜地崩壊対策事業は、原則その対策は、急傾斜地の所有者などが行うべきものであるが、自然斜面であり、かつ、所有者などが実施することが困難な場合や不適当な場合には、所有者に代わって県が対策工事を実施している。

市では、地方財政法第27条の規定に基づき、県が実施する急傾斜地崩壊対策事業に要する経費の一部を負担している。

2 事業費（予算要求額）

8土3河1河18負 28,200（千円）

3 対策実施箇所一覧

箇所	R2	R3	R4	負担割合
平井	設計・用地測量	-	仮設道路設計・ 用地測量	1/10
武庫山	測量調査設計	用地測量	工事	1/10
泉ガ丘	測量調査設計	用地測量	工事	1/10
塔の町	測量調査設計	設計・用地測量	工事	1/10

4 事業箇所

